

第43期定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時
（午前9時30分受付開始）

開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルブリランテ武蔵野 2階
「エメラルドA・B・C」

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
いただき、お間違えのないようご注意ください。

目次

第43期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告書	27
株主総会参考書類	32
第1号議案 取締役6名選任の件	32
第2号議案 補欠監査役1名選任 の件	37

新型コロナウイルス 感染拡大に伴うご来場自粛のお願い

多くの人数が参集する株主総会は、ウイルス感染拡大のリスクが懸念されます。株主の皆様の安全のため、当日のご来場自粛を強くお勧めいたします。議決権行使書の郵送にて議決権を行使くださいますようお願いを申し上げます。

株式会社 安楽亭

証券コード 7562

ご来場の株主様へのお土産（お食事券）の配布はございません。

※株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本総会の開催、運営に関して重要な変更を決定する場合がございます。下記当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、必ず最新の情報をご確認ください。 <https://www.anrakutei.co.jp>

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号

株式会社 **安楽亭**

代表取締役社長 柳 先

第43期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時45分までに当社に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルプリランテ武蔵野 2階「エメラルドA・B・C」
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項 1. 第43期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第 1 号 議 案 取締役6名選任の件
第 2 号 議 案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.anrakutei.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、直ちに当社ホームページ (<https://www.anrakutei.co.jp/>) にて修正後の内容を開示いたします。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により消費が冷え込み、景況が急速に悪化しました。政府の経済施策等により経済活動の回復傾向が見られた後も、感染拡大の第二波、第三波が発生するなど感染収束の見通しが立たず、景気回復までの道のりは長期化しております。

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた店舗の休業や営業時間短縮、そして消費者の外出自粛により来客数が減少しました。飲食各店舗において感染防止対策が実施されているものの、感染収束の時期が見通せないなか客足の回復には時間を要する見込みであり、依然として各社とも厳しい経営環境が継続しております。

このような環境の下、当社グループは、経営理念である「食を通じて地域社会の豊かな生活文化の向上に貢献する」に基づき、お客様の基本ニーズである「安全・安心」に徹底してこだわった商品提供を堅持するとともに、店内の衛生管理を強化・徹底し、お客様に安心してご来店いただける環境づくりに注力してまいりました。また、弁当等テイクアウトメニューの充実化、デリバリーの対応強化、新メニューの開発、季節ごとのフェア開催等により集客に努めるとともに、収益回復が見込めない店舗の退店や、オペレーション見直しによるコスト低減等により収益力維持を図ってまいりました。また、今後の事業展開と財務基盤の安定化のため、銀行借り入れ等により必要資金の確保に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高265億38百万円（対前年同期比73.0%増）、営業損失13億39百万円（前年同期は営業利益1億90百万円）、経常損失7億58百万円（前年同期は経常利益1億90百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失11億20百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失6億56百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<安楽亭業態>

安楽亭業態の当連結会計年度末の店舗数は168店舗であります。内訳は直営119店舗、暖簾11店舗、FC38店舗であります。

販売促進及び商品開発につきましては、「コロナ時代」における消費者の行動変化に対応すべく、積極的に新施策を展開してまいりました。4月より焼肉弁当等テイクアウト商品の販売を開始し、以後、メニューの多様化やWEB注文対応、デリバリー対応等、順次サービスを拡充しております。また、食べ放題人気に応えるべく、7月に食べ放題メニューを大幅にリニューアルし、豪快なステーキ肉や豊富なサイドメニュー、多様なアレンジを加えてパワーアップ、2月からは「ランチ食べ放題」も開始しております。さらに、新たな顧客層の獲得を図る試みとして、気軽にお酒と焼肉、おつまみを楽しんでいただける「ちょい飲みセット」の提供開始、アイドルグループ「超ときめき宣伝部」、声優鈴木みのり、映画「えんとつ町のプペル」とのコラボフェア開催等を行いました。この他にも「お肉&ビール モリモリ祭」「元氣をお届け！黒毛和牛メニュー」「松阪牛カルビ販売」等安楽亭の楽しさを伝える企画を実施し、スマホアプリやLINE配信、Twitter等を中心にお客様へのご案内を展開してまいりました。

以上の結果、安楽亭業態の当連結会計年度の売上高は97億8百万円（対前年同期比23.6%減）となり、セグメント損失（営業損失）は55百万円（前年同期はセグメント利益6億99百万円）となりました。

<七輪房業態>

七輪房業態の当連結会計年度末の店舗数は29店舗であります。内訳は直営23店舗、暖簾3店舗、FC3店舗であります。

販売促進及び商品開発につきましては、安楽亭業態同様、焼肉弁当等テイクアウト、デリバリー商品の販売を開始した他、アイドルグループ「超ときめき宣伝部」、声優鈴木みのり、映画「えんとつ町のプペル」とのコラボフェア、「山形堪能フェア」「秋の栗づくしスイーツフェア」「冬の御馳走フェア」「松阪牛カルビ販売」の開催等、七輪房の楽しさを伝える企画を多数実施し、LINE配信等によるご案内を展開してまいりました。

以上の結果、七輪房業態の当連結会計年度の売上高は17億63百万円（対前年同期比21.7%減）となり、セグメント損失（営業損失）は34百万円（前年同期はセグメント利益77百万円）となりました。

<アークミール業態>

当社連結子会社である株式会社アークミールの各業態の当連結会計年度末の店舗数は、すべて直営にて144店舗であります。

なお、アークミール各業態には、「ステーキのどん」、「しゃぶしゃぶどん亭」、「フォルクス（ステーキ）」、「donイタリアーノ（イタリアン）」を含んでおります。

販売促進及び商品開発につきましては、「ステーキのどん」、「しゃぶしゃぶどん亭」、「フォルクス」の主要各業態において、主力メニューのリニューアルを実施したほか、「肉の日キャンペーン」「ステーキのどんサーロインステーキフェア」「牛タンしゃぶしゃぶ食べ放題」「フォルクス創業50周年祭」等の企画を積極的に展開し、来店促進を図ってまいりました。さらに、安楽亭同様、テイクアウト及びデリバリーの販売を拡充して収益の確保に努めてまいりました。

また、当社グループに加わって以来、原材料等仕入及び物流のグループ内統合に取り組んでまいりましたが、2021年に入り統合が概ね実現し、今後、コストダウン等の効果創出が期待されております。

以上の結果、アークミール業態の当連結会計年度の売上高は147億68百万円となり、セグメント損失（営業損失）は7億54百万円となりました。

<その他業態>

その他業態の当連結会計年度末の店舗数は9店舗であります。内訳は直営5店舗、FC4店舗であります。

なお、その他業態には、「えんらく（焼肉食べ放題）」、「からくに屋（焼肉）」、「花炎亭（焼肉）」、「春秋亭（和食）」、「上海菜館（中華）」、「アグリコ（イタリアン）」、「カフェビーンズ（喫茶）」、「安楽亭ベトナム（焼肉）」を含んでおります。

以上の結果、その他業態の当連結会計年度の売上高は2億98百万円（対前年同期比23.1%減）となり、セグメント損失（営業損失）は57百万円（前年同期はセグメント損失43百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は、リースを含めて5億47百万円であり、主として店舗設備等の取得によるものであります。

(3) 資金調達状況

設備資金及び安定的な資金を確保するため、15億円の長期借入金を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき事項はございません。

(8) 対処すべき課題

現在、依然として新型コロナウイルス感染症の収束の目処が立っていない情勢の中で、牛肉等の原材料価格等コストの上昇傾向も懸念されており、当社を取り巻く経営環境は当面厳しい状況が継続していくものと予想されます。

一方で、コロナ禍の中、外食事業において焼肉業態やロードサイド店舗の優位性が再認識され、また、お客様の意識・行動が大きく変容している今こそ、当社グループにとって、経営資源を活かし企業として大きく成長するチャンスとも捉えております。

当社グループでは、引き続き店内の衛生や換気等感染症対策を徹底し、安心してご来店いただける環境を整備するとともに、テイクアウトおよびデリバリーの販売強化、食べ放題等メニューの拡充等により集客力の維持向上に努めてまいります。同時に、不採算店舗の閉店や店舗オペレーション見直し等によりコストの適正化も進めてまいります。

また、2020年3月に子会社化しました株式会社アークミールとの経営統合を一層加速・深化させ、原材料、商品、輸送、ITシステム、人材等様々な経営資源を共有・統合することで、グループ全体の競争力を大きく向上させていく計画です。

さらに、当社グループの中長期的な成長戦略として、「ポストコロナ」の時代を見据え、ビジネスモデル組織体制の再構築に着手してまいります。お客様の意識・行動の変容を捉え

た新業態、商品、サービスの開発を推し進めていくため、それを支える人材育成と組織改革に注力し、経営基盤の強化を図ってまいります。

これらにより安楽亭グループとしての更なる企業価値の向上と収益拡大を実現し、復配を含め、株主の皆様のご期待に一日でも早く応えられるよう努力する所存であります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第40期 (2018年3月期)	第41期 (2019年3月期)	第42期 (2020年3月期)	第43期(当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	16,947,306	16,342,314	15,344,516	26,538,735
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	320,438	126,904	190,700	△758,701
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	149,275	△103,306	△656,177	△1,120,743
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	69.80	△48.31	△306.89	△524.19
総 資 産 (千円)	15,467,426	15,486,712	21,785,231	23,487,256
純 資 産 (千円)	6,248,017	6,115,636	5,484,987	4,391,202

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アークミール (注) 1	10,000千円	100.00%	レストラン事業
株式会社サリックスマーチャングイズシステムズ (注) 2	100,000千円	100.00%	食品加工販売、物流業
株式会社アン情報サービス (注) 3	10,000千円	100.00%	システム開発
株式会社相澤 (注) 4	16,000千円	—	食品・酒類の販売
安楽亭ベトナム有限責任会社 (注) 5	435億ベトナムドン	100.00%	ベトナムにおけるレストラン事業

- (注) 1. (株)アークミールは、2020年2月に当社の100%出資の子会社となりました。
 2. (株)サリックスマーチャングイズシステムズは、2002年4月に当社の100%出資の子会社となりました。
 3. (株)アン情報サービスは、当社が100%出資し、企業グループ全体のIT化推進を目的として、2000年11月に設立いたしました。
 4. (株)相澤は(株)サリックスマーチャングイズシステムズの100%出資子会社であり、当社の孫会社であります。
 5. 安楽亭ベトナム有限責任会社は、当社が100%出資し、東南アジア地域における事業拡大を目的として、2016年11月に設立いたしました。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
 該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

- ① 焼肉、和洋食、喫茶等各種飲食店の経営
- ② 飲食店経営の受託管理に関する業務
- ③ 飲食店に対する原材料の加工、販売に関する業務
- ④ 飲食店のための新規店舗の開発に関する業務
- ⑤ 酒類卸売、販売及びタバコ販売業務
- ⑥ 貨物自動車運送業務
- ⑦ ソフトウェアの研究、開発、販売、コンサルティングに関する業務
- ⑧ 不動産賃貸借管理業務
- ⑨ 前各号に付随する一切の業務

(12) 企業集団の主要拠点等

- ① 当社本社：埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号
- ② 事業所及び店舗

	直営	F C	暖簾	合計
(レストラン事業)				
埼玉県	86	30	6	122
東京都	73	3	5	81
千葉県	33	6	—	39
神奈川県	38	2	2	42
茨城県	4	1	1	6
群馬県	10	1	—	11
栃木県	7	—	—	7
静岡県	6	—	—	6
福島県	—	2	—	2
長野県	1	—	—	1
大阪府	13	—	—	13
京都府	4	—	—	4
兵庫県	4	—	—	4
奈良県	1	—	—	1
岡山県	2	—	—	2
福岡県	6	—	—	6
熊本県	1	—	—	1
ベトナム ホーチミン	2	—	—	2
小計	291	45	14	350
(食材加工販売事業、運送事業)				
茨城県	1	—	—	1
(食品・酒類卸販売事業)				
千葉県	1	—	—	1
(その他事業)				
埼玉県	1	—	—	1
合計	294	45	14	353

(13) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
610名	39名減

(注) 使用人数は就業人員であり、短時間労働者（パートタイマー及びアルバイト）2,395名（1人当たり1日8時間労働換算）は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社埼玉りそな銀行	2,277,950
株式会社吉野家ホールディングス	2,150,000
株式会社みずほ銀行	1,511,380
株式会社商工組合中央金庫	1,019,304
株式会社日本政策金融公庫	858,640

(注) 当社においては、今後の事業展開を見据えて機動的かつ安定的な資金を確保するため、取引銀行7行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントライン契約の組成金額	2,030百万円
借入実行残高	1,500百万円
差引額	530百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,139,434株(自己株式 1,477株を含む)
- (3) 株主数 7,352名(前期末比 163名減)
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 山 開 発 株 式 会 社	267,916 ^株	12.53 [%]
柳 先	181,987	8.51
株 式 会 社 北 与 野 エ ス テ ー ト	105,800	4.95
柳 允	100,987	4.72
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	100,150	4.68
柳 詠 守	55,987	2.62
柳 京	55,987	2.62
柳 朱 理	55,987	2.62
株 式 会 社 B e - f r e s h	53,500	2.50
柳 俊 勲	45,987	2.15
柳 允 寿	45,987	2.15

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柳 先	株式会社アン情報サービス代表取締役社長 安楽亭ベトナム有限責任会社 会長 株式会社アークミール代表取締役社長
常務取締役	柳 允	当社商品部長 株式会社サリックスマーチャングイズシステムズ代表取締役社長 株式会社相澤代表取締役社長
取締役	青木 茂雄	当社営業本部長
取締役	鈴木 光一	当社北関東リージョン長
取締役	河合 明弘	公認会計士、養和監査法人 代表社員 税理士、さいたま新都心税理士法人 代表社員
取締役	蒲島 竜也	社会保険労務士、社会保険労務士法人LMC社労士事務所代表社員
常勤監査役	大園 保樹	
監査役	久島 巖	税理士、久島税理士事務所
監査役	中村 徹	公認会計士、税理士、中村公認会計士事務所

- (注) 1. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
- 代表取締役会長柳 時機氏は、2020年4月29日に逝去され、取締役を退任いたしました。
- 2020年6月26日開催の第42期定時株主総会において、中村徹氏が新たに選任され監査役に就任いたしました。
- 2020年6月26日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、宮澤仁成氏が任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 取締役河合明弘、蒲島竜也の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は河合明弘、蒲島竜也の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役久島巖氏は税理士、監査役中村徹氏は公認会計士及び税理士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役久島巖、中村徹の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は久島巖、中村徹の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当該事業年度の取締役及び監査役の報酬等の額

- | | | | | | |
|-------|----|----------|----------|----|----------|
| ① 取締役 | 7名 | 66,940千円 | (うち社外取締役 | 2名 | 9,360千円) |
| ② 監査役 | 4名 | 13,995千円 | (うち社外監査役 | 3名 | 7,065千円) |

取締役及び監査役の報酬はすべて固定金額報酬であり、業績連動報酬、非金銭報酬はありません。上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額12,602千円(取締役11,815千円、監査役787千円)を含んでおります。

なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

上記報酬等の額その他、2020年6月26日開催の第42期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して285,000千円支給することとし、当事業年度においては、そのうち95,000千円を支給しております。

(3) 当社の取締役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

【基本方針】

- ・当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現に資する優秀な人材を確保するとともに、企業価値の持続的向上に向け、各自が必要な役割を果たすために相応しいものとする。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすべく、報酬の内容および決定過程については、合理性、客観性、透明性を確保するものとする。

①固定金額報酬に関する方針

(基本方針)

- ・取締役の経営に対する責任の範囲・重大性を踏まえ、職責に応じた固定金額報酬を支給するものとする。

(社内取締役の報酬)

- ・業務執行を担う社内取締役の報酬は、固定金額報酬および業績連動報酬(賞与)にて構成する。

(社外取締役の報酬)

- ・監督機能を担う社外取締役の報酬は、固定金額報酬のみとする。

(決定方法・条件)

- ・個人別の固定金額報酬の金額については、社外取締役を含む取締役会にて決議する。
- ・役位、職務、在任期間、能力(専門性等)貢献度、期待度、優秀な人材確保に相応しい

報酬水準、会社業績、経済情勢等をもとに、代表取締役が総合的評価を行い、報酬額を算定のうえ、取締役会に提案するものとする。

(支給時期)

- ・固定金額報酬は、原則として、毎月現金（口座振込）にて支払う。
- ・退任取締役に対し退職慰労金を支給する場合、株主総会および取締役会の決議後速やかに現金（口座振込）にて支払う。

②業績連動報酬に関する方針

(基本方針)

・当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとして、社内取締役に対し、業績連動報酬として賞与を支給することができる。取締役の年度ごとの会社業績に対する責務、企業価値向上に対する責務を重視し、それに応じた指標および算定係数を設定する。

(決定方法・条件)

・個人別の賞与支給額については、以下の要素を元に「個人別賞与評価係数」を決定し、固定金額報酬月額に、この係数を乗じて算出する。

※「個人別賞与評価係数」を算定する要素＝当事業年度通期業績（経常利益・当期純利益）の金額および対前年改善状況、通期業績予想値の達成状況、役位、担当組織の業績評価、個人の行動評価（貢献度）

・個人別の賞与の金額については、社外取締役を含む取締役会にて決議する。

(支給時期)

・原則として、当事業年度の決算承認後、取締役会決議を経て所定の時期に、現金（口座振込）にて支払う。

③非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役報酬は金銭報酬のみとする。

④ ①～③の割合に関する方針

①の固定金額報酬を基本とし、②の業績連動報酬は、所定の指標達成時のみ賞与として支給する。

⑤その他重要な事項

(取締役報酬総額)

・当社の取締役報酬の総額は、株主総会の決議により決定する。なお、当社は、1996年6月25日開催の第18期定時株主総会において、取締役報酬総額の上限を年間2億円以内と定めている。(当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名)

(監査役報酬総額)

・当社の監査役報酬の総額は、株主総会の決議により決定する。なお、当社は、1993年5月28日開催の第13期定時株主総会において、監査役報酬総額の上限を年間2千万円以内と定めている。(当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名)

(4) 当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年2月19日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(5) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役等との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(6) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	河合明弘	公認会計士、税理士としての専門知識・経験を活かし、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・税務・会計等幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、上記の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	蒲島竜也	社会保険労務士としての専門知識や銀行での業務経験を活かし、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・人事戦略（働き方改革等）等幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、上記の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	久島巖	当事業年度開催の取締役会14回に出席し、また当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、主に税理士としての経験・知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	中村徹	就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、また就任後開催の監査役会10回すべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての経験・知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	35,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

解任決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると監査役会が判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると監査役会が判断した場合で、かつ緊急を要する場合は、同条の規定に従い、監査役全員の同意によって会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

不再任決定の方針

会社法第340条第1項に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、監督品質、品質管

理体制、独立性、監査報酬等を総合的に勘案し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制に関する事項
重要情報の保存及び管理は、規程（文書管理規程）に従って集中管理（本社総務人事部）を行い、取締役は常時閲覧可能とする。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
 - ① リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、リスク管理部門として内部監査室を中心に「リスクマネジメント委員会」を設置し、規程の整備と運用を図る。各部門は、その所管業務に関するリスク管理を行い、内部統制の有効性を検証する。リスクマネジメント委員会は、組織横断的なリスク状況の監視、全社的な対応を行う。
 - ② 使用人からの通報制度として「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ③ 自社の営業活動、経営環境、会社財産の状況等を踏まえ、対応が必要な場合は代表取締役から全社に示達するとともに対応責任者となる取締役を定める。
 - ④ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
下記事項を含む経営管理システムを整備し運用する。
 - ① 重要事項に関する多面的検討を行うための各種委員会を設置する。

- ② 取締役会における年度予算の策定・見直し及び月次・四半期業績管理を行う。
 - ③ 内部監査を随時行う。
 - ④ コンプライアンス確保のための教育、監査及び指導を実施する。
 - ⑤ 企業倫理に関する使用人からの苦情相談窓口（コンプライアンス委員会）を設置する。
 - ⑥ 会社規則を制定し運用する。
 - ⑦ 取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、以下に定める事項を遵守する。
 - i. 事実認識に重要、かつ、不注意な誤りが生じないこと
 - ii. 合理的な意思決定過程を経ること
 - iii. 意思決定内容が法令又は定款に違反しないこと
 - iv. 意思決定内容が通常の企業経営者として、明らかに不合理とならないこと
 - v. 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること
 - ⑧ 財務報告の信頼性を確認する。

監査役会は、会計監査人と連携して、財務報告の信頼性を確認する。
4. 使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
- ① 法令等遵守を経営の最重要課題と位置付ける。
 - ② 各取締役・使用人の行為に法令、定款、その他社内規程の違反がある場合、またはそのおそれがあると合理的に思料される場合、各取締役・使用人は、職務上義務がない場合でも、代表取締役及び監査役にその旨を通知できる（同人らが当事者である場合には、その他の取締役またはコンプライアンス委員会に通知できる）。
 - ③ 上記通知をした者は、通知をしたことによって就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。当社グループの役員・従業員は上記の内部通報を行った事実をもっていかなる不利益処分を受けることはなく、通報者の情報は秘匿される。
 - ④ 内部監査部門により法令等遵守体制の有効性のチェックをする。
5. 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項
- ① 企業集団すべてを網羅する効率性・コンプライアンスを確保する。

業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門がそれぞれに対し内部監査を実施、また、法令遵守活動の実施、横断的なリスクの管理等を図るため、委員会等を設置する。

- ② 親会社監査役会により財務報告の信頼性の確認を行う。
当社の監査役会は、会計監査人と連携して子会社の財務報告の信頼性を確認する。
 - ③ 子会社の業務の適正を確保する。
関係会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
 - ④ 子会社におけるリスク管理体制。
リスク管理にかかわる規則により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。
 - ⑤ 子会社の計画及び業績評価管理体制。
年度計画に則り、当社グループが達成すべき目標を明確化するとともに、子会社ごとにPDCA手法により業務遂行状況の評価を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役監査を実効的に行うため、監査役及び補助使用人の総体で、監査役に求められる知識・能力（監査、法律、会計、経営、内部統制システム、自社の事業、組織等）を具備することとする。
- 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合は、取締役の指揮命令に服さない補助使用人を必要名配置する。
- ① 「監査役会事務局」を設置する。
 - ② 「監査役会事務局」の設置・変更・廃止に関する権限は監査役会に属する。
 - ③ 「監査役会事務局」は代表取締役及び業務執行部門から完全に独立した組織とする。
 - ④ 「監査役会事務局」の補助使用人への指揮命令権は監査役会に属する。
 - ⑤ 「監査役会事務局」に属する補助使用人の任免・報酬は、監査役会が決定する。
7. 6. の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 一時的に兼任で監査役補助職務を担う場合には、兼任の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下兼任補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととする。
 - ② 兼任する補助使用人の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分に関しては監査役の同意を必要とする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制に関する事項
- ① 監査役が出席する会議（監査役は出席しないが議事録及び付議資料を閲覧する会議を

- 含む)
- i. 取締役会
 - ii. リスクマネジメント委員会
 - iii. リアルボイス委員会
 - iv. コンプライアンス委員会
 - v. 内部監査委員会
 - vi. 個人情報保護委員会
 - vii. その他監査役が必要と認めた、取締役が同意した会議
- ② 監査役が閲覧する資料（決算書類、月次決算書類及び次のようなものに関する稟議書や報告書等）
- i. 代表取締役社長が決裁するもの
 - ii. 法令等遵守に関するもの
 - iii. リスク管理に関するもの
 - iv. 内部監査に関するもの
 - v. 会計方針の変更・会計基準等の制定（改廃）に関するもの
 - vi. 重要な訴訟・係争に関するもの
 - vii. 事故・不正・苦情・トラブルに関するもの
 - viii. その他監査役が必要と認め、取締役が同意した資料
- ③ 監査役に定例的に報告すべき事項
- i. 経営の状況
 - ii. 事業の遂行状況
 - iii. 財務の状況
 - iv. 内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - v. リスク及びリスク管理の状況
 - vi. コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル等）
- ④ 監査役に臨時的に報告すべき事項
- i. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ii. 取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
 - iii. 内部通報制度に基づき通報された事実
 - iv. 当局検査・外部検査の結果
 - v. 当局等から受けた行政処分等

- vi. 重要な会計方針の変更・会計基準等の制定（改廃）
 - vii. 業務及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容等
- ⑤ 内部通報制度に関する監査役の関与すべき事項
- i. 当社グループの役員・従業員を対象とした内部通報システムの窓口
 - ii. 当社ホームページ上のお問合せ窓口（メール）又は電話、手紙で受け付けた第三者からの情報のうち、必要あるもの
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① その職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項
- ① 代表取締役その他取締役は監査役職務の重要性と有効性について認識し理解する。
 - ② 必要な場合には専門家（弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等）と意思疎通を図るなどの監査役職務の円滑な監査活動について保障する。
11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- 当社及び子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ① 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務人事部と定める。
 - ② 反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討する。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行

っており、内部統制システムの実効性の向上を図る。

また、取締役会評価を実施し、その内容については、社外取締役による分析・評価を加えて、取締役会にて討議し共有する。

常勤監査役は監査役監査の他、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクの監視を行う。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行う。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針は、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるために内部留保の充実に努め企業価値を高めていくとともに、各期の業績を考慮した上で相応の配当の実施を図ることとしております。

当社は現在、持続的成長を図るべく、安楽亭、七輪房等の既存業態において店舗の改装、システム開発等の設備投資に取り組んでいるほか、時代の変化に即した新たな業態や商品の開発も積極的に進めていく計画です。

当期におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、前期に引き続き赤字決算を計上することになり、今期も当面厳しい経営環境が続く見込みであることをふまえ、業績回復と収益基盤安定化に優先して注力いたしたく、無配とさせていただきますことといたしました。

株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、早期の復配を目指し全社一丸となり業績の向上に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示単位未満を四捨五入し、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,458,179	流動負債	10,103,513
現金及び預金	5,322,001	支払手形及び買掛金	882,865
受取手形及び売掛金	789,745	短期借入金	4,162,493
商品及び製品	494,748	リース債務	76,901
仕掛品	655	割賦未払金	255,801
原材料及び貯蔵品	916,385	未払金	445,882
前払費用	373,645	設備関係未払金	43,955
その他	565,915	未払費用	1,670,920
貸倒引当金	△4,917	未払法人税等	323,088
固定資産	15,029,076	未払消費税等	1,099,700
有形固定資産	10,336,379	賞与引当金	109,708
建物及び構築物	3,601,289	転貸損失引当金	13,297
機械装置及び運搬具	113,956	店舗閉鎖損失引当金	47,866
工具器具備品	302,326	資産除去債務	7,447
土地	6,126,249	その他	963,586
リース資産	185,118	固定負債	8,992,539
建設仮勘定	7,439	長期借入金	6,495,184
無形固定資産	539,546	リース債務	204,870
のれん	47,071	長期割賦未払金	779,316
その他	492,474	繰延税金負債	185,546
投資その他の資産	4,153,150	役員退職慰労引当金	114,602
投資有価証券	147,767	転貸損失引当金	9,539
長期貸付金	9,874	退職給付に係る負債	457,813
長期前払費用	305,645	資産除去債務	400,255
繰延税金資産	274,263	その他	345,411
敷金及び保証金	3,408,210	負債合計	19,096,053
その他	34,150	純資産	部
貸倒引当金	△26,762	株主資本	4,365,155
		資本剰余金	3,182,385
		資本剰余金	2,472,098
		利益剰余金	△1,281,067
		自己株式	△8,260
		その他の包括利益累計額	26,047
		その他有価証券評価差額金	16,409
		為替換算調整勘定	1,411
		退職給付に係る調整累計額	8,226
		純資産合計	4,391,202
資産合計	23,487,256	負債純資産合計	23,487,256

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,538,735
売上原価	9,637,783
売上総利益	16,900,952
販売費及び一般管理費	18,240,222
営業損失	1,339,269
営業外収益	795,178
受取利息及び配当金	7,787
受取地代家賃	73,671
貸倒引当金戻入額	207
助成金の収入	656,266
その他	57,245
営業外費用	214,610
支払利息	104,752
為替差損	2,605
貸収原価	38,970
支払手数料	54,272
その他	14,009
経常損失	758,701
特別利益	40,436
固定資産売却益	436
受取補償金	40,000
特別損失	285,034
固定資産除却損	73,929
投資有価証券評価損	9,459
減損損失	8,535
賃貸借契約解約損	193,110
税金等調整前当期純損失	1,003,300
法人税、住民税及び事業税	86,529
法人税等調整額	30,913
当期純損失	1,120,743
親会社株主に帰属する当期純損失	1,120,743

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,135,674	流動負債	5,305,618
現金及び預金	2,511,690	買掛金	357,894
売掛金	312,131	短期借入金	1,500,000
商品	30,039	一年内返済予定の長期借入金	928,337
食材	84,281	未払金	277,428
貯蔵品	11,543	設備購入割賦未払金	218,654
前払費用	156,397	設備購入未払金	19,026
未収入金	217,774	未払費用	759,247
関係会社短期貸付金	758,236	未払法人税等	249,527
その他の貸倒引当金	58,498	未払消費税等	453,544
	△4,917	預り金	362,295
固定資産	9,828,413	前受収益	81,631
有形固定資産	5,610,130	賞与引当金	51,500
建物	1,747,601	転貸損失引当金	13,297
構築物	35,925	その他の負債	33,231
機械及び装置	432	固定負債	4,194,312
車両運搬具	5,883	長期借入金	2,975,683
工具器具備品	163,053	設備購入長期割賦未払金	645,682
土地	3,649,578	退職給付引当金	153,820
リース資産	215	役員退職慰労引当金	114,602
建設仮勘定	7,439	転貸損失引当金	9,539
無形固定資産	183,592	預り保証金	104,985
ソフトウェア	120,595	長期未払金	190,000
電話加入権	15,603		
水道施設利用権	321	負債合計	9,499,930
その他の資産	47,071	純資産の部	
投資その他の資産	4,034,690	株主資本	4,468,033
投資有価証券	37,953	資本金	3,182,385
関係会社株式	571,966	資本剰余金	2,472,098
長期貸付金	9,874	資本準備金	147,735
関係会社長期貸付金	1,345,719	その他資本剰余金	2,324,362
長期前払費用	25,654	利益剰余金	△1,178,189
繰延税金資産	129,616	利益準備金	12,633
敷金保証金	1,786,125	その他利益剰余金	△1,190,823
関係会社長期未収入金	123,552	繰越利益剰余金	△1,190,823
出資	210	自己株式	△8,260
関係会社出資金	1,000	評価・換算差額等	△3,876
その他の貸倒引当金	5,289	その他有価証券評価差額金	△3,876
	△2,271	純資産合計	4,464,157
資産合計	13,964,088	負債純資産合計	13,964,088

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,710,343
売上原価	3,549,054
売上総利益	7,161,289
販売費及び一般管理費	7,750,975
営業損失	589,686
営業外収益	353,133
受取利息及び配当金	41,385
受取地代家賃	6,088
貸倒引当金戻入額	207
助成金収入	288,608
その他	16,842
営業外費用	115,378
支払利息	53,352
支払手数料	54,272
為替差損	1,921
賃借収入原価	5,832
経常損失	351,931
特別損失	95,660
固定資産除却損	17,577
減損	8,016
賃貸借契約解約損	70,066
税引前当期純損失	447,591
法人税、住民税及び事業税	56,511
法人税等調整額	1,613
当期純損失	505,716

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

株式会社 安 楽 亭
取締役会 御 中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小 笠 原 直 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 入 澤 雄 太 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安楽亭の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安楽亭及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

株式会社 安 楽 亭
取 締 役 会 御 中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小 笠 原 直 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 入 澤 雄 太 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安楽亭の2020年4月1日から2021年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月4日

株式会社安楽亭 監査役会

常勤監査役 大 園 保 樹 ㊟

社外監査役 久 島 巖 ㊟

社外監査役 中 村 徹 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）は、任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	やなぎ せん 柳 先 (1973年1月9日生)	2000年11月 当社入社 2001年6月 当社取締役システム部長 2002年10月 当社常務取締役 2012年8月 当社代表取締役専務 2019年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)アン情報サービス 代表取締役社長 安楽亭ベトナム有限責任会社 会長 (株)アークミール 代表取締役社長	181,987株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2000年の入社以来、システム部長、常務取締役、代表取締役専務を経て、現在は代表取締役社長として当社の経営を担っております。安楽亭グループにおける豊富な業務経験と事業経営及び管理・運営に関する幅広い知見を有しており、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	やなぎ まこと 柳 允 (1974年6月17日生)	2001年3月 当社入社 2002年6月 当社営業推進部長 2009年1月 当社マーケティング・マーチャンダイズ室長 2015年6月 当社取締役業務部長 2020年4月 当社取締役商品部長 2020年6月 当社常務取締役商品部長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)サリックスマーチャンダイズシステムズ代表取締役社長 (株)相澤代表取締役社長	100,987株
		取締役候補者とした理由 2001年の入社以来、営業推進部長、マーケティング・マーチャンダイズ室長、取締役業務部長を経て、現在は常務取締役商品部長、子会社の(株)サリックスマーチャンダイズシステムズ及び(株)相澤の代表取締役社長を務めるなど、安楽亭グループにおける豊富な業務経験と管理・運営及び商品仕入・生産に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といいたしました。	
3	あお き しげ お 青木 茂雄 (1972年4月11日生)	2001年11月 当社入社 2006年12月 当社埼玉エリア次長 2011年1月 当社埼玉エリア部長 2011年6月 当社取締役埼玉エリア部長 2013年2月 当社取締役営業副本部長 2020年4月 当社取締役営業本部長 現在に至る	100株
		取締役候補者とした理由 2001年の入社以来、埼玉エリア次長、埼玉エリア部長を経て、現在は取締役営業本部長を務めるなど、安楽亭における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といいたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	すずき こういち 鈴木 光一 (1973年8月22日生)	1997年4月 当社入社 2018年3月 当社北関東エリア部長 2019年6月 当社取締役 北関東エリア部長 2020年4月 当社取締役 北関東リージョン長 2021年4月 当社取締役 S V支援部長 現在に至る	一株
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>1997年の入社以来、多数の店舗運営、営業統括の業務にあたり、現在はS V（スーパーバイジング）支援部の部長を務めております。安楽亭における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	
5	かわい あきひろ 河合 明弘 (1968年1月9日生)	2003年4月 公認会計士登録 2003年6月 税理士登録 2008年10月 税理士法人おしどり会計社（現：さいたま新都心税理士法人）設立 代表社員 現在に至る 2012年7月 養和監査法人 代表社員 現在に至る 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 公認会計士、養和監査法人 代表社員 税理士、さいたま新都心税理士法人 代表社員	583株
		<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>公認会計士・税理士としての専門知識と豊富な経験に基づいた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から安楽亭の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを推進するために必要と考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	かばしま たつや 浦島 竜也 (1964年7月2日生)	1988年4月 株式会社大和銀行(現:株式会社りそな銀行) 入行 2002年8月 社会保険労務士登録 2005年7月 ライフアンドマネーコンサルティング 設立 2005年7月 LMC社労士事務所(現:社会保険労務士法人LMC社労士事務所) 設立 代表社員 現在に至る 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 社会保険労務士、社会保険労務士法人LMC社労士事務所 代表社員	583株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>社会保険労務士としての専門知識・経験及び銀行での要職を歴任し国内外の経済の動向に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、安楽亭の体制の強化及び整備についての助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを推進するために必要と考え、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河合明弘氏は、社外取締役候補者であり、同氏に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由及び果たすことが期待される役割について
- 公認会計士、税理士としての専門知識・経験を、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社において活かしていただけるものと考えたことに加え、経営からの独立性も高いと判断したものであります。同氏には、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・税務・会計など幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって6年であります。
- (2) 同氏の社外取締役としての独立性が高いと判断した理由について
- ① 同氏及び近親者(2親等以内の親族を含む。以下同じ)は、過去一度も当社グループ(当社及び関係会社。以下同じ)から取締役としての報酬を除き、多額の金銭その他の財産を受領しておりません。
- ② 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員(非業務執行者を含む。以下同じ)に就いたことはありません。
- (3) 取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との責任限定契約について
- 当社は河合明弘氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。

3. 蒲島竜也氏は、社外取締役候補者であり、同氏に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由及び果たすことが期待される役割について
社会保険労務士としての専門知識・経験を、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社において活かしていただけるものと考えたことに加え、経営からの独立性も高いと判断したものであります。同氏には、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・人事戦略（働き方改革等）など幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって6年であります。
 - (2) 同氏の社外取締役としての独立性が高いと判断した理由について
 - ① 同氏及び近親者（2親等以内の親族を含む。以下同じ）は、過去一度も当社グループ（当社及び関係会社。以下同じ）から取締役としての報酬を除き、多額の金銭その他の財産を受領しておりません。
 - ② 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員（非業務執行者を含む。以下同じ）に就いたことはありません。
 - (3) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約について
当社は蒲島竜也氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。
4. 河合明弘氏及び蒲島竜也氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。
5. 河合明弘氏及び蒲島竜也氏が所有する当社株式数には、安楽亭役員持株会の自己持分を含んでおります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金債務及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者6名は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任決議の効力は、法令の定めに従い、選任後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとします。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができることといたします。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

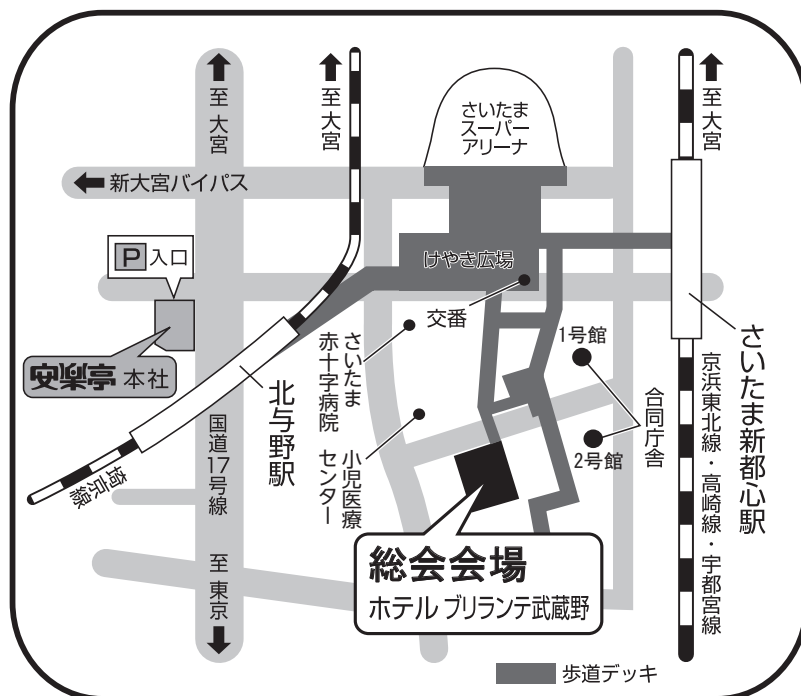
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ばばすすむ 馬場進 (1944年11月17日生)	1990年9月 馬場税理士事務所開設 2003年6月 当社監査役補欠者 2003年12月 当社常勤監査役 2004年6月 当社監査役 2008年11月 登録政治資金監査人（総務省政治資金適正化委員会） 2019年6月 当社監査役任期満了により退任 現在に至る	100株
補欠の社外監査役候補者とした理由 税理士として専門的知見と経験を有しており、当社の財務、会計などに関する適切な監査、助言をいただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 馬場進氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 馬場進氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 馬場進氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしていることから、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
4. 馬場進氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、税理士としての専門知識及び実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
5. 馬場進氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、その概要は次のとおりであります。
(責任限定契約)
社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金債務及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。馬場進氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

以上

株主総会会場ご案内図



※本社ビル内に IF  2F  春秋亭 

会 場 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルプリランテ武蔵野
2階「エメラルドA・B・C」

最寄駅・JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線
さいたま新都心駅 徒歩5分
・JR埼京線
北与野駅 徒歩6分